

## 道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）

### 施設利用者（出店者）募集要項

道の駅やちよ指定管理者

やちよ農業の輪共同企業体

代表者 株式会社やちよリーダーファーマーズ

#### 施設利用者（出店者）再募集のご案内

やちよ農業交流センターの「農産物加工所」及び「農産物・加工品販売所」においては、出店者を募集したところ決定には至りませんでした。

つきましては、再募集しますので、出店を希望される方は本要項を確認の上、協議願います。

#### 1. 公募の趣旨

道の駅やちよは、平成9年7月に県内3番目の道の駅として「八千代ふるさとステーション」を開設しました。その後、平成25年4月には「やちよ農業交流センター」を開館し、続いて、平成27年に両施設をつなぐ「ふれあいの農業の郷歩道橋」が開通してからは、以前にもまして都市住民と農業者の交流の場として多くの方々にご利用いただいております。

八千代ふるさとステーションは、「農業の振興を図るとともに、市民、農業生産者及び商工業者相互の交流を深める」ことを目的に開設した施設です。施設内には、農産物特産物展示販売場、アイスクリームファクトリー、レストランの他、24時間利用可能な駐車場及びトイレを完備しています。

また、やちよ農業交流センターは、「農業に対する市民の理解と関心を深めるとともに農業者の経営意欲の増進並びに知識及び技術の向上を図り、もって農業の振興に資する」ことを目的に設置された施設です。施設内には、研修室2部屋、調理実習室及び農産物・加工品販売所、農産物加工所並びに喫茶コーナーがあり、大屋根下は吹き抜けの空間となっていて利用者の憩いの場やイベント利用が可能となっています。また、芝生広場や自由散策のための「ふれあいの森」の他、駐車場、トイレがあります。

「道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）（以下、「道の駅やちよ」という。）」については、株式会社やちよリーダーファーマーズと特定非営利法人わっかが「やちよ農業の輪共同企業体」として、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの期間における指定管理者となり、施設の設置目的に沿った施設の管理運営を行うものであります。

そこで、当該期間におけるやちよ農業交流センターの「農産物加工品販売所」及び「農産物加工所」の利用について、次のとおり出店者を再度公募いたします。

## 2. 出店者を募集する施設及び規模等について

### (1) 今回募集するテナントは次のとおり

#### 【やちよ農業交流センター】

##### I 農産物加工所

利用法：市内産の農産物を使用した加工品を製造し、話題性があること

延べ床面積 総面積 105.95㎡

《内訳》

- ・販売所 18.305㎡ ・厨房 49.375㎡ ・準備室 13.021㎡
- ・事務室 14.663㎡ ・その他（ゴミ置場8.041㎡、トイレ2.542㎡）

##### II 農産物・加工品販売所

利用法：市内産の農産物を使用した加工品及び農産物を中心に販売すること

延べ床面積 総面積 209.47㎡

《内訳》

- ・農産物直売所 148.50㎡ ・下処理室 32.59㎡ ・事務室 11.00㎡
- ・その他（プレハブ冷蔵庫5.91㎡、ゴミ置場6.20㎡、室外機置場5.27㎡）

※ 使用料は、農産物直売所の部分の使用面積で算出し、37㎡以上から利用可能です。

### (2) 店舗に求める役割

前記(1)の利用法に記載のとおり、市内産の農産物等の普及やイメージアップを図り、市内の農業者等の所得向上、農業の担い手の育成や地産地消につながるような役割を担っていただきます。

また、指定管理者が定期的に行う会議への参加や指定管理者が企画するイベントに協力していただきます。

### (3) 設置設備等の状況

別紙の通り

## 3. 営業に関する条件

### (1) 営業日及び営業時間（各施設共通）

営業日は次の休館日を除く日及び営業時間は原則開館時間内とし、店舗事情による休業日の設定及び営業時間の短縮や延長については、あらかじめ応募書類の事業計画書（様式第2号）で提案した上、八千代市及び指定管理者と協議を行い定めるものとします。

ア 休館日

#### 【やちよ農業交流センター】

- ① 第2月曜日（月曜日が休日に当たるときは、第3月曜日）
- ② 12月28日から翌年の1月4日までの日

イ 開館時間

#### 【やちよ農業交流センター】

午前9時から午後7時まで

## (2) 店舗の名称

店舗の名称は、出店者が自由に定めることができますが、あらかじめ八千代市及び指定管理者と協議を行い、道の駅やちよのイメージに合うものになるようにすること。

## 4. 使用期間

- (1) 出店者が営業に係る設備・什器の設置の準備を開始する日（令和元年6月15日以降の利用許可日）から令和5年3月31日までの期間とします。
- (2) 出店者が自己の都合により使用期間内に使用を取りやめようとする場合は、使用を取りやめようとする日の6箇月前までに指定管理者に文書で届け出るものとします。この場合において、出店者は、自己の費用負担において当該店舗の原状回復をすることとし、原状回復に要する期間は利用許可期間に含めるものとします。

## 5. 出店者の負担及び役割について

### (1) 施設使用料及び出店者の負担

使用料は、次表の額を年額換算した金額（農産物・加工品販売所については使用面積を掛けた額で149㎡まで利用可）及び売上金額に応じた負担金を徴収いたします。

また、下記に示す「その他出店者が負担する費用」を別途負担いただきます。

なお、年度途中で利用を終了したとしても使用料の還付は致しかねます。

#### 【やちよ農業交流センター】

区 分	施 設 使 用 料		
	使 用 料 (月額)	負 担 金	上 限 額 (年額)
農産物加工所	96,330円	売上金額の概ね1%	1,914,600円
農産物・加工品販売所	910円/1㎡当たり	売上金額の概ね1%	3,772,680円

※ 使用料（月額）を年額換算した金額と負担金の総額は上限額を超えることはありません。

※ 使用料（月額）を年額換算した金額は、八千代市からの請求に基づきお支払いいただきます。

※ 負担金は、指定管理者からの請求に基づきお支払いいただきます。なお、負担金の徴収方法及び時期については、指定管理者との協議により決定します。

※ 平成31年度の負担金の負担額については、八千代市及び指定管理者との協議により決定します。

※ 令和2年度以降の負担金の負担率については、前年度売上金額の概ね1%で設定します。ただし、売上金額に応じた負担率は変動可能とし、八千代市及び指定管理者との協議により決定することとします。

※ 負担金の徴収方法及び時期については、指定管理者との協議により決定します。

## ア 農産物加工所

その他出店者が負担する費用

利用許可を受けた区画で発生した次の費用は、出店者に負担いただきます。

- ・水道料金、ガス料金及び通信費
- ・衛生管理費用（清掃、グリストラップの管理、害虫駆除及び廃棄物処理）
- ・安全管理費用（防犯対策、来館者の安全確保対策、事故発生時の対応）
- ・営業のため必要な設備工事及び内装工事並びに什器・備品（八千代市が設置してい

- る設備、什器・備品を更新する場合を含む) などの費用
- ・営業のため直接使用する設備のメンテナンス費用
- ・店舗内の照明電球の交換に要する費用及び出店者が設置した設備、什器、備品等の点検費用

また、電気料金、上水道の使用料に応じた浄化槽の維持管理料及び指定管理者により行われる専有部分の床清掃費（対象区分の面積分）については、別途市からの請求に基づいてお支払いいただきます。

## イ 農産物・加工品販売所

その他出店者が負担する費用

利用許可を受けた区画で発生した次の費用は、利用面積按分で出店者に負担いただきます。

- ・水道料金、ガス料金及び通信費
- ・安全管理費用（防犯対策、来館者の安全確保対策、事故発生時の対応）

利用許可を受けた区画で発生した次の費用は、各出店者に負担いただきます。

- ・衛生管理費用（清掃、害虫駆除及び廃棄物処理）
- ・営業のため必要な設備工事及び内装工事並びに什器・備品（八千代市が設置している設備、什器・備品を更新する場合を含む）などの費用
- ・営業のため直接使用する設備のメンテナンス費用
- ・店舗内の照明電球の交換に要する費用及び出店者が設置した設備、什器、備品等の点検費用

また、電気料金、上水道の使用量に応じた浄化槽の維持管理料及び指定管理者により行われる専有部分の床清掃費（対象区分の面積分）については、利用面積按分で別途市からの請求に基づいてお支払いいただきます。

農産物・加工品販売所の下処理室、事務室及びプレハブ冷蔵庫については、農産物・加工品販売所出店者の共有部分となるため、複数の出店者がいる場合は利用方法について調整を行っていただきます。

### (2) レジ通過者及び売上額の報告

当該店舗の毎月のレジ通過者数及び売上額（税抜）については、翌月の5日までに指定管理者に報告するものとします。

### (3) 従業員の駐車場

駐車場については、指定管理者が指定する場所とします。

### (4) 原状回復

使用期間終了までに、出店者の費用負担において当該店舗を原状回復することとします。ただし、八千代市の承認を受けた場合又は次に使用する出店者が引き継ぐ場合は、この限りではありません。

### (5) 出店者の施設使用に当たっての留意事項

ア 出店者は、2の(1)に定めた利用法以外の用途に使用できません。

イ 出店者は、設備工事及び内装工事を行う場合は、指定管理者と協議した上で八千代市の

承認を得なければなりません。

ウ 出店者は、既存の設置設備等が故障した場合は、指定管理者に報告しなければなりません。

エ 出店者は、善良な管理者の注意をもって当該店舗を維持管理するものとします。

オ 出店者は、利用許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し又は営業を委託し、若しくは名義貸し等を行うことはできません。ただし、八千代市及び指定管理者の許可を得た場合はこの限りではありません。

カ 出店者は、店舗の営業に当たり関係法令を遵守しなければなりません。また、出店に当たり出店者自ら営業に必要な許可等を受けなければなりません。

キ 安全管理、衛生管理等について、指定管理者及び営業に係る関係機関からは是正の指示や指導があった場合には、速やかに対応しなければなりません。

#### (6) 損害賠償義務

出店者は、次の事項に該当する場合は、出店者がその損害を賠償しなければなりません。

ア 出店者の責めに帰すべき事由により、道の駅やちよ及び店舗の全部又は一部を焼失し又は損傷した場合。

イ 関係法令の遵守（この要項に定める事項を含む。）、関係機関からの指示、指導及び利用許可を履行しないため損害を与えた場合。

ウ 出店者の故意、過失を問わず店舗利用者に食中毒、不良品の販売等による損害を与えた場合。

#### (7) 利用許可の取り消し及び変更等

出店者が、次の事項に該当した場合には、利用許可期間内であっても、利用許可の取り消し、許可条件の変更又は原状回復等の義務が課せられることがあります。その場合には、出店者に損害が生じても指定管理者はその損失を補償しません。

ア 申請に際し、金銭の授受等の不当に便宜を図る行為をしたことが判明した場合。

イ やちよ農業交流センターの設置及び管理に関する条例等（本要項を含む。）の規定に反した場合。

ウ 利用許可書に付した条件に反した場合。

エ 偽りその他不正な手段により利用許可を得た場合。

オ 指定管理者との協議に応じない場合。

### 6. 応募者の手続き

#### (1) 応募者の資格

道の駅やちよ両施設の設置目的を十分に理解し、かつ、次に掲げるすべての要件を満たしているものとします。

ア 2の(1)に定めた利用法に基づき営業を行える者

イ 開店準備に必要な資金調達が確実である者

ウ 使用料等の支払いが確実である者

エ 利用許可日から1か月以内に開業できる者

オ 来館者と円満な施設利用ができる者

## (2) 応募者の欠格事由

法人（団体）又はその代表者及び役員等又は個人が次の事項に該当する場合は、応募者となることはできません。

ア 法人税、地方税、消費税及び地方消費税を滞納している場合

イ 暴力団、暴力団員、役員が暴力団員である者並びに暴力団員関係者である場合

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」を営んでいる法人、団体又は個人

エ その他、法令及び条例等（本要項を含む。）に反する行為を行う又は行おうとしている法人、団体又は個人

## (3) 応募方法

### ア 応募のスケジュール

項目	日程
募集要項の配布	令和元年6月15日午前9時から
協議申込	出店を希望される方は、協議の申込をして下さい。
応募希望者との協議	協議日は、別途設定いたします。
応募申請書の受付	協議終了後3週間以内に申請書の提出をしていただきます。
評価会議	申請書類の提出を受けて、別途設定いたします。
出店者の可否決定	評価会議終了後速やかに可否決定の通知をいたします。

※ 施設の確認など現地説明を希望する場合には、協議の際に対応いたします。

### イ 募集要項の配布

配布日時 令和元年6月15日午前9時から

配布場所 ・やちよ農業交流センター事務室  
・八千代市農政課  
・やちよ農業交流センターHP及び八千代市HP

### ウ 応募希望者との協議

開催日時 別途設定

開催場所 やちよ農業交流センター

協議内容 出店希望者の営業方法や不明点等について協議します。  
その際、質問等があれば個別に対応いたします。

協議申込 協議を希望する者は午前9時から午後4時までに申し込むものとします。

(電話又はFAX及び電子メール可)

TEL 047-406-4778

FAX 047-406-4779

メールアドレス：agri-kei@yachiyo-agri.org

### エ 応募申請書の受付

**※ 応募は、前記ウの協議を経た者に限ります。**

受付期間 協議終了後3週間以内（営業時間内：時間厳守）

受付場所 やちよ農業交流センター事務室

受付方法 (4)「応募書類」に掲げる書類を添えて、やちよ農業交流センター事務室に直接持参して下さい。FAX及び電子メールによる受付は行いません。

#### (4) 応募書類

応募書類は、正本1部、副本4部(写し可)をA4判で作成し提出してください。

ア 施設利用申込書(様式第1号)

イ 事業計画書(様式第2号)

ウ 収支予算書(様式第3号)

エ 法人の現行定款又は団体の規約・契約書又はこれに関する書類(個人にあつては、必要なし)

オ 法人にあつては、登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)

カ 直近3年分の経営実績が分かる書類(法人にあつては、貸借対照表、損益計算書。団体にあつては、実績報告書又はこれに相当する書類。個人にあつては、確定申告)

キ 直近の納税証明書(国、県、市)

ク 法人、会社、団体等の概要が分かる書類(パンフレットなど)

ケ 営業に必要な許認可又は資格を証明するものの写し

※ 必要と認められる場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

#### (5) 出店者の決定方法及び評価基準

##### ア 出店者の決定方法

本要項に基づいて応募した者に対して八千代市職員、指定管理者役員・職員で構成する評価会議を設置し、その評価会議において申請者にヒアリングを行った上で、道の駅やちよの設置目的及び役割を担うことができる者かどうかについてプロポーザル方式により評価を行い、出店者を決定いたします。

##### イ 評価項目・評価基準

#### 《 評 価 基 準 表 》

評価項目		評価事項	評価のポイント
基本 理 念 等	(1) 応募の動機	応募の動機は道の駅やちよ両施設の設置目的に合致しているか	・店舗利用者に対して魅力ある商品等を継続して提供し、道の駅やちよを魅力あるものにしていく力があるか ・テナントの利用法と同様の事業に対する実績があるか
	(2) 営業のコンセプト	経営理念、コンセプトはどうか	・経営理念、コンセプトが道の駅やちよに合うものであるか
	(3) 出店者が担う具体的方策	出店者に求める役割を理解しているか	・施設内での連携及び周辺地域との連携は妥当か ・立地条件を生かした経営内容であるか ・店舗利用者の増加方策はどうか

営業計画	(4) 運営体制	店舗の運営体制は適正か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者及びスタッフが業務経験を有し、かつマネージメント技術、衛生管理、接客に精通しているか</li> <li>・社員の育成指導・研修体制は十分なものか</li> <li>・環境に配慮した取り組みは適切か</li> <li>・苦情処理体制を整えているか</li> </ul>
	(5) 提供するサービスの内容	提供するサービスの内容は道の駅やちよ両施設の設置目的にふさわしいものか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の実績から提供するサービスに対する売上げ、収益の実現性、妥当性があるか</li> <li>・店舗利用者のニーズを的確に把握し、事業運営に反映させることができるか</li> <li>・店舗利用者のニーズの把握方法は妥当か</li> </ul>
	(6) 商品開発力	市内産の農産物を活用したメニュー又は商品等の開発能力が認められるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内産の農産物を活用したメニュー又は商品等の実現性はどうか</li> <li>・主要メニューや季節（春夏秋冬）ごとのメニューは充実しているか（農産物特産物展示販売場、農産物・加工品販売所以外）</li> </ul>
	(7) 収支計画	財務状況と収支計画（予算）の内容、実現可能性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務状況は健全か</li> <li>・店舗運営を継続できる財務能力を有しているか</li> <li>・収支計画は妥当か</li> </ul>
市内農業活性化への取り組み	(8) 情報発信	商品の安全性や一般の店舗との違いや特徴などを情報発信する能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者等へ市内産の農産物の品質の良さを伝える方策があるか</li> <li>・一般の店舗との違いが認められるか</li> <li>・安心・安全なメニュー又は農産物等の提供又は販売の考え方は適切か</li> </ul>
	(9) 出品機会の確保（農産物特産物展示販売場、農産物・加工品販売所）	商品の出品機会の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広く市内の農業者等に対して出品の機会が確保されているか</li> <li>・商品の出品機会の増加は認められるか</li> </ul>
	(10) 市内産の農産物の調達力（農産物特産物展示販売場、農産物・加工品販売所以外）	市内の農業者を応援する仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内産の農産物を優先して調達できるか</li> </ul>
	(11) 食育・農業体験・市民交流活動等の取り組み	農業者と消費者をつなぐ取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意欲ある農業者等と消費者をつなぐ取り組みが認められるか</li> <li>・食育の場としてイベントの創出など工夫があるか</li> </ul>
	(12) その他	出店者としての役割を果たすための自主的な企画提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出店者としての役割を果たすための企画提案は妥当か</li> <li>・自主的な企画提案の実現性は認められるか</li> </ul>



別紙

## 備品等一覧表

【やちよ農業交流センター】

## I 農産物加工所

品名	個数	備考
レジ台	1	W3350*D600*H900
作業台	1	W750*D650*H800
作業台	2	W600*D600*H800
引出付作業台	1	W1800*D600*H800
炊飯台	1	W1200*D600*H800
調理台	2	W1200*D600*H800
調理台	1	W1800*D600*H800
物品棚	2	L6460-4 W1200*D600*H1800 アイリスチトセ(株)
パイプ棚	2	W600*D300*1段
平棚	1	W1200*D300*1段
二段棚	1	W1200*D500*1段
スーパーエレクターシェルフ	2	P1900-4/LS910-4 W910*D613*H1892
冷凍冷蔵庫	1	HRF-180ZFT3 W1800*D650*H1890
電気スチームコンベクションオープン	1	SC0S-523RS-L W680*D650*H620
一槽シンク	2	W600*D600*H800
ガスフライヤー	2	NB-TGFL-C45 W450*D600*H800
ガステーブル	1	TSGT-1232 W1200*D600*H800
電話機	1	VE-GD71DL パナソニック(株)
ガス業務用給湯器	1	GQ-2437WS (株)ノーリツ
グリストラップ	1	超浅型側溝兼用 LW-20EG ホーコス(株)
空冷ヒートポンプエアコン	1	天吊型 FHTP140AL 冷房能力：12.5kw 暖房能力：14.0kw
空冷ヒートポンプエアコン	2	天井カセット(四方向) FHCP45BC 冷房能力：4.0kw 暖房能力：4.5kw

## 備品等一覧表

【やちよ農業交流センター】

### Ⅱ 農産物・加工品販売所

品 名	個数	備 考
木製販売台	12	07-269-13-1 W900* D600* H1200 アイリスオーヤマ(株)
青果テーブル	9	07-248-1-3 W1495* D895* H585 アイリスオーヤマ(株)
サッカー台	4	07-136-7-5 W1500* D600* H700 アイリスオーヤマ(株)
レジ台	2	07-137-10-1 W925* D550* H820 アイリスオーヤマ(株)
作業台	2	TX-WT-150D タニコー(株)
作業台	2	TX-WT-180DW タニコー(株)
木製フラワーテーブル	1	07-224-1-1 W600* D300 アイリスオーヤマ(株)
木製フラワーテーブル	1	07-224-1-7 W1200* D450 アイリスオーヤマ(株)
物品棚	1	MMA6645-6 W1800* D450* H1800 アイリスチトセ(株)
物品棚	1	MMA6660-4 W1200* D600* H1800 アイリスチトセ(株)
一槽シンク	1	W1200* D750* H800
プレハブ冷蔵庫	1	W2500* D1800* H2500
電話機	1	VE-GD71DL パナソニック(株)
空冷ヒートポンプエアコン	6	天井埋込カセット FXYKP71B 冷房能力：7.1kw 暖房能力：8.0kw
空冷ヒートポンプエアコン	1	壁掛型 FAP80BB 冷房能力：7.1kw 暖房能力：8.0kw

## 道の駅やちよ施設利用者(出店者)評価基準 (農産物加工所)

**注意点**

1. 合計得点が6割以上(90点)で適格とします。
2. 評価項目単位で得点が0点であるときは、失格とします。

評価項目		評価事項	評価のポイント	配点
基本理念等	(1) 応募の動機	応募の動機は道の駅やちよ両施設の設置目的に合致しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗利用者に対して魅力ある商品等を継続して提供し、道の駅やちよを魅力あるものにしていく力があるか</li> <li>・テナントの利用法と同様の事業に対する実績があるか</li> </ul>	／50
	(2) 営業のコンセプト	経営理念、コンセプトはどうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営理念、コンセプトが道の駅やちよに合うものであるか</li> </ul>	
	(3) 出店者が担う具体的方策	出店者に求める役割を理解しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内での連携及び周辺地域との連携は妥当か</li> <li>・立地条件を生かした経営内容であるか</li> <li>・店舗利用者の増加方策はどうか</li> </ul>	
営業計画	(4) 運営体制	店舗の運営体制は適正か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者及びスタッフが業務経験を有し、かつマネジメント技術、衛生管理、接客に精通しているか</li> <li>・社員の育成指導・研修体制は十分なものか</li> <li>・環境に配慮した取り組みは適切か</li> <li>・苦情処理体制を整えているか</li> </ul>	／60
	(5) 提供するサービスの内容	提供するサービスの内容は道の駅やちよ両施設の設置目的にふさわしいものか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の実績から提供するサービスに対する売上げ、収益の実現性、妥当性があるか</li> <li>・店舗利用者のニーズを的確に把握し、事業運営に反映させることかできるか</li> <li>・店舗利用者のニーズの把握方法は妥当か</li> </ul>	
	(6) 商品開発力	市内産の農産物を活用したメニューの開発能力が認められるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内産の農産物の活用したメニューの実現性はどうか</li> <li>・主要メニューや季節(春夏秋冬)ごとのメニューは充実しているか</li> </ul>	
	(7) 収支計画	財務状況と収支計画(予算)の内容、実現可能性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務状況は健全か</li> <li>・店舗運営を継続できる財務能力を有しているか</li> <li>・収支計画は妥当か</li> </ul>	
市内農業活性化への取り組み	(8) 情報発信	商品の安全性や一般の店舗との違いや特徴などを情報発信する能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者等へ市内産の農産物の品質の良さを伝える方策があるか</li> <li>・一般の店舗との違いが認められるか</li> <li>・安心・安全なメニューの提供の考え方は適切か</li> </ul>	／40
	(9) 市内産の農産物の調達力	市内の農業者を応援する仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内産の農産物を優先して調達できるか</li> </ul>	
	(10) 食育・農業体験・市民交流活動等の取り組み	農業者と消費者をつなぐ取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意欲ある農業者と消費者をつなぐ取り組みが認められるか</li> <li>・食育の場としてイベントの創出など工夫があるか</li> </ul>	
	(11) その他	出店者としての役割を果たすための自主的な企画提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出店者としての役割を果たすための企画提案は妥当か</li> <li>・自主的な企画提案の実現性は認められるか</li> </ul>	
<b>合計</b>				／150

## 道の駅やちよ施設利用者(出店者)評価基準 (農産物・加工品販売所)

**注意点**

1. 合計得点が6割以上(90点)で適格とします。
2. 評価項目単位で得点が0点であるときは、失格とします。

評価項目		評価事項	評価のポイント	配点
基本理念等	(1) 応募の動機	応募の動機は道の駅やちよ両施設の設置目的に合致しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗利用者に対して魅力ある商品等を継続して提供し、道の駅やちよを魅力あるものにしていく力があるか</li> <li>・テナントの利用法と同様の事業に対する実績があるか</li> </ul>	／50
	(2) 営業のコンセプト	経営理念、コンセプトはどうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営理念、コンセプトが道の駅やちよに合うものであるか</li> </ul>	
	(3) 出店者が担う具体的方策	出店者に求める役割を理解しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内での連携及び周辺地域との連携は妥当か</li> <li>・立地条件を生かした経営内容であるか</li> <li>・店舗利用者の増加方策はどうか</li> </ul>	
営業計画	(4) 運営体制	店舗の運営体制は適正か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者及びスタッフが業務経験を有し、かつマネジメント技術、衛生管理、接客に精通しているか</li> <li>・社員の育成指導・研修体制は十分なものか</li> <li>・環境に配慮した取り組みは適切か</li> <li>・苦情処理体制を整えているか</li> </ul>	／60
	(5) 提供するサービスの内容	提供するサービスの内容は道の駅やちよ両施設の設置目的にふさわしいものか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の実績から提供するサービスに対する売上げ、収益の実現性、妥当性があるか</li> <li>・店舗利用者のニーズを的確に把握し、事業運営に反映させることかできるか</li> <li>・店舗利用者のニーズの把握方法は妥当か</li> </ul>	
	(6) 商品開発力	市内産の農産物を活用した商品等の開発能力が認められるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内産の農産物を活用した商品等の実現性はどうか</li> </ul>	
	(7) 収支計画	財務状況と収支計画(予算)の内容、実現可能性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務状況は健全か</li> <li>・店舗運営を継続できる財務能力を有しているか</li> <li>・収支計画は妥当か</li> </ul>	
市内農業活性化への取り組み	(8) 情報発信	商品の安全性や一般の店舗との違いや特徴などを情報発信する能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者等へ市内産の農産物の品質の良さを伝える方策があるか</li> <li>・一般の店舗との違いが認められるか</li> <li>・安心・安全な農産物等の販売の考え方は適切か</li> </ul>	／40
	(9) 出品機会の確保	商品の出品機会の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広く市内の農業者等に対して出品の機会が確保されているか</li> <li>・商品の出品機会の増加は認められるか</li> </ul>	
	(10) 食育・農業体験・市民交流活動等の取り組み	生産者と消費者をつなぐ取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意欲ある農家等生産者と消費者をつなぐ取り組みが認められるか</li> <li>・食育の場としてイベントの創出など工夫があるか</li> </ul>	
	(11) その他	出店者としての役割を果たすための自主的な企画提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出店者としての役割を果たすための企画提案は妥当か</li> <li>・自主的な企画提案の実現性は認められるか</li> </ul>	
<b>合計</b>				／150